

令和8年3月10日

(名称) 蒲郡市地域公共交通会議

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### ○ 目的

蒲郡市は三河湾の海岸線に沿って東西に長く、平野を取り巻くように山地が分布しており、平野部を走るJR東海道本線、名鉄西尾・蒲郡線を軸としてまとまった市街地が形成されており、そこへ通じる交通機関として、路線バス、タクシーなどがある。しかし市の北部、特に山間部には公共交通空白地域が広がっており、この空白地域の早期解消が課題となっている。

2021年6月に策定された「第五次総合計画」では、市民意識調査から公共交通は重要度が高く満足度が低い項目で優先度の高い課題として指摘されており、「鉄道を中心としたネットワーク網の維持確保と交通空白地解消」、「関係者間の連携強化による事業促進」、「持続性のある公共交通の確保」を進めることが示されている。

フィーダー路線の運行によって、住民の新たな公共交通を必要とする要望への対応と、フィーダー網の拡充により子どもや高齢者が安心して移動することの出来る公共交通体系を確立し、地域内の公共施設や医療機関への移動を容易にすることで、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。

### ○ 必要性

蒲郡市は、愛知県内でも高い高齢化率となっており、平成22年度より高齢者割引タクシー制度を開始し、高齢者の足の確保に取り組んできているが、今後も高齢化は加速し、自由な移動が困難な高齢者が増えることが予想される。モータリゼーションの進展に伴い、市内の公共交通利用者は減少し、公共交通事業者の経営が圧迫され、地域が必要とする公共交通サービスを確保することが難しくなっている。このため蒲郡市では、交通サービス維持のため交通事業者に対し支援を行っているが利用は伸びず、バス路線の廃止、名鉄西尾・蒲郡線の存続問題と地域の公共交通体系に綻びが生じてきていることから、主に通院、買い物など地域内における生活に必要な移動手段として地域住民にとって必要不可欠な移動を確保することが必要である。

平成27年度から「形原地区」、令和元年度から「東部地区」「西部地区」、令和2年度から「三谷地区」、令和3年度から「大塚地区」、令和6年3月から「西浦地区」、令和7年10月から「塩津地区」で支線バスが運行されている。これらの支線バスが鉄道及び路線バスなどの幹線に接続するフィーダー系統として運行することで、地域全体の生活交通を確保するとともに、地域外への移動を含めた外出の機会を確保することが必要である。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

| ○1年間の利用者数による事業目標 |                    | 当該計画の令和8年度=R7.10~R8.9 |               |                |
|------------------|--------------------|-----------------------|---------------|----------------|
| 年間利用者数           | 直近の実績<br>R6.4~R7.3 | 令和8年度<br>(目標)         | 令和9年度<br>(目標) | 令和10年度<br>(目標) |
| 形原地区支線バス         | 6,385人             | 6,400人                | 6,450人        | 6,500人         |
| 東部地区支線バス         | 2,930人             | 2,950人                | 3,000人        | 3,150人         |
| 西部地区支線バス         | 1,893人             | 1,950人                | 2,000人        | 2,050人         |
| 三谷地区支線バス         | 3,524人             | 3,950人                | 4,000人        | 4,050人         |
| 大塚地区支線バス         | 2,687人             | 2,700人                | 2,750人        | 2,800人         |
| 塩津地区支線バス         | —人                 | 1,500人                | 1,600人        | 1,700人         |
| 西浦地区支線バス         | 910人               | 1,000人                | 1,100人        | 1,200人         |

※西浦地区はフィーダー補助対象外

※直近の実績は、「令和6年4月~令和7年3月」のデータで整理している。

※目標設定の基本的な考え方として、**第二次蒲郡市地域公共交通計画**における「**各地区で前年比増加**」という目標管理に基づき、直近の実績を基準に増加させる目標を設定した。**(第二次蒲郡市地域公共交通計画 P29 参照)**

※三谷地区支線バスは、令和6年4月~令和7年3月の実績が前年から約400人減少したことをふまえ、前年の実績値まで回復することを目標に設定した。

※塩津地区支線バスは、令和7年10月運行開始のため、先行地域の実績をもとに、1,500人の目標設定とした。

## (2) 事業の効果

広域幹線系統の鉄軌道（名鉄西尾・蒲郡線およびJR東海道本線）と民間路線バスとを接続しネットワークさせることで、効率的な運行体系が実現でき、蒲郡市形原地区および東部地区、西部地区、三谷地区、大塚地区、西浦地区、塩津地区内の交通空白地が解消できる。

加えて、公共交通ネットワーク整備により、自動車に頼らないで、対象地区内外との移動が可能となり、商業施設、病院、公共施設、観光施設等の利用、地域活性化策につながる。

また、当該フィーダー路線の構築にあたり、地域住民が主体となった「地区公共交通協議会」が組成されており、利用促進活動においても当該組織が推進することを確認している。当該住民主体の組織による、事業の周知・利用促進活動など、地域公共交通の維持・活性化に波及していくことが予想される。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

| 事業  | 実施主体   |
|---|--|
| 形原地区支線バスの運行事業<br>東部地区支線バスの運行事業<br>西部地区支線バスの運行事業<br>三谷地区支線バスの運行事業<br>大塚地区支線バスの運行事業<br>西浦地区支線バスの運行事業（※フィーダー補助対象外）<br>塩津地区支線バスの運行事業  | 蒲郡市<br>地区公共交通協議会<br>交通事業者（一般乗合旅客<br>自動車運送事業（路線定期<br>運行）） |
| 支線バスの事業改善の検討<br>・鉄道との乗り継ぎを考慮したダイヤの設定<br>・複数の支線バスの導入を踏まえて、乗り継ぎを<br>想定したルート・ダイヤの設定検討及び相互利用<br>についての情報発信に努める。  | 蒲郡市<br>地区公共交通協議会<br>交通事業者（一般乗合旅客<br>自動車運送事業（路線定期<br>運行）） |
| 支線バスの利用促進事業<br>・地区公共交通協議会で各地区の好事例の共有を<br>図る。また、協議会での検討を通して利用促進イ<br>ベントを実施する。<br>・老人クラブ等における事業説明による利用促進<br>・学校での児童、生徒等への周知PR<br>・乗り方教室の開催 など   | 蒲郡市<br>地区公共交通協議会<br>地域住民                                 |
| 事業収支改善対応（車両・停留所標識を活用した<br>広告）<br>支線バスの車両・停留所標識の広告掲載に向け<br>た取り組みとして地域主導による広告募集等を実<br>施し、収支改善に加え、認知度向上・新規利用者増<br>加につなげる。  | 蒲郡市<br>地区公共交通協議会   |
| 利用してもらうための情報発信対応として、地域<br>公共交通ネットワークの「見える化」を推進する。<br>時刻情報等のデータをコンテンツプロバイダ等<br>に提供し、乗り換え案内サービスの掲載を継続す<br>る。インターネット検索が可能なことを広め、利<br>用拡大を図る。<br>温泉等の施設利用のPRや公民館だよりでの継<br>続した周知、「公共交通マップ」の活用による情報発<br>信を進め、バス路線沿線の住民を始めとする市民<br>に加え、観光客を含め広く利用者の拡大を目指す。 | 蒲郡市<br>交通事業者<br>関係事業者                                    |
| <b>新しい地域公共交通計画に基づく事業推進</b><br><b>令和8年3月に策定した第二次地域公共交通計</b><br><b>画に基づく事業を PDCA サイクルを回しながら適</b><br><b>切に実施し、支線バスを含めた公共交通ネットワ</b><br><b>ーク網の利便性向上に努める。</b>  | 蒲郡市地域公共交通会議  |

（第二次蒲郡市地域公共交通計画 P30,31 参照）

## ※地区支線バスの事業及び実施主体について

| ルート<br>名称等   | 系統名  | 事業許可<br>区分                  | 実施主体                               | 補助事業の<br>活用      |
|--------------|--|-----------------------------|------------------------------------|------------------|
| 形原地区<br>支線バス | 左回りルート A<br>左回りルート B<br>右回りルート A             | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |
| 東部地区<br>支線バス | 駅・病院先発ル<br>ート<br>左回りルート<br>右回りルート            | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |
| 西部地区<br>支線バス | 左回りルート<br>右回りルート                             | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |
| 三谷地区<br>支線バス | 公民館・三谷駅<br>北口始発ルート<br>西回りルート<br>東回りルート       | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |
| 大塚地区<br>支線バス | 左回りルート<br>右回りルート                             | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |
| 西浦地区<br>支線バス | 左回りルート A<br>右回りルート A<br>右回りルート B<br>左回りルート B | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 活用なし             |
| 塩津地区<br>支線バス | 右回りルート<br>左回りルート                             | 一般乗合旅客自<br>動車運送事業<br>(路線定期) | 蒲郡市<br>地域協議会 (運<br>行は交通事業者<br>へ委託) | 地域内フィー<br>ダー系統補助 |

(第二次蒲郡市地域公共交通計画 P24 参照)

|   |
|---|
| <p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>   |
| <p>&lt;運行系統の概要&gt;<br/>         ・添付の表1を参照。</p> <p>&lt;路線図・時刻表&gt;<br/>         ・時刻表・路線図を参照。地域内フィーダー系統の要件である、鉄道駅と接続し、鉄道及び民間路線バスとの乗り継ぎが可能。</p> <p>&lt;運行事業者の決定方法&gt;<br/>         ・地域協議組織の「地区公共交通協議会」にて原案作成した「事業計画」を「蒲郡市地域公共交通会議」にて協議・承認。<br/>         ・運行開始にあたり、実施要領に基づき、プロポーザルコンペを実施。地区公共交通協議会役員（住民）、市職員等からなる選定委員会にて、事業者を選定。</p> <p>&lt;地域間交通との整合性・新規性&gt;<br/>         ・鉄道駅と接続し、鉄道及び民間路線バスとの乗継が可能。鉄道・民間路線バスにて、市内中心部の蒲郡駅と市役所・市民病院等まで移動可能となる。</p> <p>&lt;運送予定者：運送事業者&gt;<br/>         ・形原地区・東部地区・西部地区・三谷地区・大塚地区・塩津地区・西浦地区（フィーダー補助対象外）：豊鉄タクシー株式会社</p> |
| <p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る形原・東部・西部・三谷・大塚・塩津地区支線バス路線について、その運行に係る費用総額42,418,800円のうち、運送収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を蒲郡市が負担している。</p>  |
| <p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p> <p>○利用者数は交通事業者の輸送実績より集計</p>  |
| <p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>   |
| <p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>  |
| <p>該当なし</p>   |
| <p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p><b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>   |
| <p>該当なし</p>   |

|   |
|---|
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>   |
| 表5を添付   |
| ○交通不便地域人口：4,080人（令和7年3月31日現在 住民基本台帳より）<br>・中部運輸局長が指定する交通不便地域<br>形原地区：815人 東部地区：477人 西部地区：2,456人<br>三谷地区：5人 大塚地区：295人 塩津地区：32人 |
| ○人口集中地区以外人口：24,803人（令和2年国勢調査）<br>（国勢調査人口79,538人・人口集中地区人口：54,735人）   |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 該当なし  |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| （1）事業の目標  |
| 該当なし  |
| （2）事業の効果  |
| 該当なし  |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>                     |
| 該当なし  |
| 14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）<br><b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 該当なし  |
| 15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| 該当なし  |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br><b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| （1）事業の目標  |
| 該当なし  |
| （2）事業の効果  |
| 該当なし  |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 該当なし  |

## 18. 協議会の開催状況と主な議

令和3年度（4～3月期）>

○R3.6.1（第32回）開催

- ・蒲郡市地域公共交通計画（案）について
- ・令和4年度生活交通確保維持改善計画について

○R3.11.19（第33回）開催

- ・東部地区・西部地区支線バス事業継続について 等

○R4.3.24（第34回）開催

- ・三谷地区支線バス停留所の移設について 等

<令和4年度（4～3月期）>

○R4.6.13（第35回）開催

- ・蒲郡市地域公共交通計画事業進捗及び評価について
- ・令和5年度生活交通確保維持改善計画について 等

○R4.9.26（第36回）開催

- ・公共交通ネットワーク再編検討調査について（報告事項） 等

○R4.12.21（第37回）開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金にかかる自己評価について
- ・三谷地区・大塚地区支線バス事業継続について 等

○R5.3.23（第38回）開催

- ・令和5年度蒲郡市地域公共交通会議事業計画、予算（案）について 等

<令和5年度（4～3月期）>

○R5.6.27（第39回）開催

- ・令和6年度生活交通確保維持改善計画について 等

○R5.12.21（第40回）開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金にかかる自己評価について
- ・西浦地区支線バス事業案について 等

○R6.3.27（第41回）開催

- ・地域公共交通ネットワーク再編検討調査について
- ・地域公共交通計画の一部見直しについて 等

<令和6年度（4～3月期）>

○R6.6.26（第42回）開催

- ・蒲郡市地域公共交通計画事業進捗について
- ・蒲郡市地域公共交通ネットワーク再編検討調査報告について
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について 等

○R6.12.10（第43回）開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金にかかる自己評価について
- ・塩津地区支線バス運行計画について 等

○R7.3.26（第44回）開催

- ・名鉄西尾・蒲郡線の運行について
- ・令和7年度蒲郡市地域公共交通会議事業計画、予算（案）について
- ・塩津地区支線バスの運行について 等

<令和7年度（4～3月期）>

○R7.6.25（第45回）開催

- ・蒲郡市地域公共交通計画の一部改正について
- ・地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について 等

○R7.10.30（第46回）開催

- ・第二次蒲郡市地域公共交通計画（案）について

○R7.12.17（第47回）開催

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金にかかる自己評価について
- ・第二次蒲郡市地域公共交通計画（案）について

○R8.3.10（第48回）開催

- ・第二次蒲郡市地域公共交通計画（案）について
- ・令和8年度蒲郡市地域公共交通会議事業計画、予算（案）について

## 19. 利用者等の意見の反映状況

【令和5年度 地域公共交通ネットワーク再編検討調査】

○地域ニーズ調査の実施

- ・総代アンケート調査の実施
- ・移動制約者ヒアリング調査の実施
- ・高校生等アンケート調査の実施
- ・利用者ニーズ調査の実施

【地域公共交通計画の策定のための住民アンケート調査の実施】

○市民3,000人に対する住民アンケート調査を実施。

- ・令和7年8月実施
- ・有効回答数：1,165票（38.8%）
- ・公共交通の「利用実態」と「サービスに対する意向」、「将来の公共交通のあり方」に対する意見を確認。

【パブリックコメント】

- ・R8.1.8～2.6 第二次地域公共交通計画（案）に対して実施

【地区協議会の開催（継続）】

- 形原地区公共交通協議会を適宜開催
- 東部地区公共交通協議会を適宜開催
- 西部地区公共交通協議会を適宜開催
- 三谷地区公共交通協議会を適宜開催
- 大塚地区公共交通協議会を適宜開催
- 西浦地区公共交通協議会を適宜開催
- 塩津地区公共交通協議会を適宜開催

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛知県蒲郡市旭町17番1号

（所 属）蒲郡市 市民生活部 交通防犯課

（氏 名）石川 雄策

（電 話）0533-66-1156

（E-mail）kotsu@city.gamagori.lg.jp